

那 霸 市 公 報

号外第 6 9 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那霸市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那霸市総務部総務課

目 次

監 査 委 員 公 表

平成 20 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について (公表) …… 723

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 4 号

平成 2 0 年 1 0 月 6 日

那霸市監査委員 長嶺 紀雄

同 宮里 善博

同 洲鎌 忠

同 知念 博

平成 20 年度定期監査 (前期) の結果に対する措置について (公表)

平成 20 年度定期監査 (前期) の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項の規定により、那霸市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

都市計画部

都市計画課

1 バス事業活性化資金償還金の滞納繰越について (努力事項)

平成 15 年度に那覇交通 (株) のバス路線再編成不履行による協定・覚書の解除及び貸付金 (8 億 8,091 万 3,000 円) の期限前償還を通告し、平成 20 年 3 月 3 日の破産手続終了に伴い連帯保証人 (2 人) に対しても償還請求を行うなど債権回収に努めているが、今後は、連帯保証人の資産調査等も十分に行ったうえで、早期の整理回収に努力されたい。

努力事項に関する措置

今後は、沖縄県と歩調を合わせ連帯保証人への面会回数を増やす等、債権の早期回収に努力していきたい。

なお、資産調査は、沖縄県と共に年 1 回 1 月から 3 月の年度末に行っている。

また、時効等法的な事項については、平成 20 年 6 月 3 日に本市顧問弁護士に相談したところ、商事時効 (商法第 522 条) であることから債権消滅の時効は 5 年であるとのことだった。破産手続き参加は、時効中断事由となることから、時効の成立日は平成 25 年 3 月 4 日であると確認した。

2 沖縄県都市計画協会負担金の支出について (検討事項)

沖縄県都市計画協会に平成 19 年度負担金として 80 万 2,000 円を支出している。同協会が主催する海外研修は、これまで 5 年間実施され、研修先がヨーロッパと特定された地域となっている。この海外研修に本市職員も平成 14 年度から参加しているが、平成 19 年度は 3 人が参加し研修派遣に要した費用の約 6 割に当たる 65 万 4,000 円を同協会が負担しており、その額は本市の同協会に対する平成 19 年度負担金の約 8 割相当になっている。

本市が行財政改革を実施し財政の引き締めを図っている中での当該負担金の支出のあり方については、地方自治法第 2 条第 14 項の主旨を踏まえて、また、予算措置の優劣順位も厳しく求められている状況を考え、事業の再評価を行い妥当なものか検討されたい。

検討事項に関する措置

平成 20 年 8 月 1 日開催の沖縄県都市計画協会理事会において、本市の平成 20 年度定期監査 (前期) で指摘のあったことを報告した。それを受け協会は、海外研修の内容や成果について、費用対効果を明確にしていく必要があるとし、平成 20 年 8 月 22 日付けで会員に対し「沖縄県都市計画協会海外研修について」の調査を行っている。その結果を踏まえ今年度の事業を行うとしている。

建築指導課

行政代執行費用徴収金について (努力事項)

平成 5 年の不法建築物の代執行に要した費用 (3,421 万 8,625 円) の徴収については、平成 16 年度の定期監査 (後期) における留意事項、平成 18 年度の決算

審査における当該未収金の回収努力を促してきたところであるが、現在も滞納繰越のままである。今後とも回収に努力されたい。

努力事項に関する措置

平成 5 年の違反建築物の代執行に要した費用について、回収努力をしてきたところですが、現在も未収金のままであり、今後、債権者の資産状況等を詳細に調査後、支払い能力等を判断して参加差押えの解除や不納欠損処理も含めて適正な事務処理に努めてまいります。

契約検査室

1 建設工事契約未締結による違約金の収入未済について (検討事項)

違約金は、平成 19 年 11 月 6 日に執行された石嶺市営住宅第 2 期建替工事 (建築 1 工区) の入札において、共同企業体 (3 社) が本工事を落札したものの正当な理由なく契約を締結しなかったため、「那覇市工事請負等指名競争入札心得」第 2 条 (入札保証金) に基づく、損害賠償金 (3,466 万 5,466 円) である。

損害賠償請求を共同企業体代表者に請求しているが、同代表者は、「平成 20 年 4 月 21 日破産申立を行い、同年 5 月 2 日破産手続きに入っている。」とのことである。

今後は、共同企業体構成員への請求も含め、賠償金の回収を検討されたい。

検討事項に関する措置

現在、違約金の請求を共同企業体代表者に行っておりますが、平成 20 年 5 月 2 日に代表者の破産手続きが開始されました。平成 20 年 5 月 21 日に破産債権届出書の手続きを那覇地方裁判所に行い、平成 20 年 7 月 30 日に財産状況報告集会・債権調査の結果発表が行われる予定でしたが、延期されたため今後は状況を確認し、又配当額が決定した後、残額については共同企業体構成員への請求を検討していきたい。

2 負担金について (留意事項)

沖縄県公共工事契約業務連絡協議会会費 (8,000 円) については、平成 18 年度定期監査 (前期) において、留意事項として指摘した結果、年会費 1 万円を 8,000 円に見直されているが、同連絡協議会の平成 18 年度決算における収支比率が 44.5% となっている。

予算の効率的・効果的な執行の観点から、なお一層負担金見直しに努められたい。

留意事項に関する措置

負担金については、平成 18 年度より協議会規約の改正により 1 万円から 8,000 円と見直され、決算における収支比率が、平成 18 年度は 44.5%、平成 19 年度が 46.9% と若干ではあるが改善された。

今後とも当該協議会の事業目的、事業内容、経費等を十分検証し、効率的・効果的な予算執行を同協議会に求めてまいります。

区画整理課**負担金について (留意事項)**

沖縄県土地区画整理研究会負担金 (1万円) については、平成 18 年度定期監査 (前期) において留意事項として指摘した。同研究会の平成 18 年度決算においても収支比率が 15.0%となっており改善が見られない。

予算の効率的・効果的な執行の観点から、なお一層負担金見直しに留意されたい。

留意事項に関する措置

平成 20 年 6 月 3 日に行われた沖縄県土地区画整理研究会総会及び臨時幹事会において、団体運営の在り方及び研究会負担金見直し等を提言し、研究会での今後の検討課題とすると回答を得ております。

建設管理部**道路建設課****団体負担金について (留意事項)**

道路建設課が負担金を交付している次の 5 団体の運営状況について、平成 18 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している。このような交付団体に対し、団体運営のあり方及び負担金見直し等を行うよう指摘したが、一部の交付団体を除き、要望・要請等も行っていない。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。

交 付 団 体 決 算 状 況

(単位:円)

団 体 名	平成19年度交付額 (那覇市)	平成 18 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主管課から交付団体への要請等
		収入額	支出額	収支差額		
道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会	256,000	10,207,680	7,676,851	2,530,829	75.2	行わなかった。
沖縄地区官公署等登記事件処理対策協議会	10,000	763,466	131,893	631,573	17.3	前年度 1 万 5 千円を 1 万円に減額した。
沖縄地区用地対策連絡会	60,000	12,700,075	10,058,594	2,641,481	79.2	行わなかった。
全国街路事業促進協議会	50,000	46,708,886	28,660,392	18,048,494	61.4	行わなかった。

歴史的地区環境 整備街路業推進 促進協議会	40,000	5,396,604	3,116,914	2,279,690	57.8	行わなかった。
-----------------------------	--------	-----------	-----------	-----------	------	---------

収支比率 80%未満の団体

留意事項に関する措置

各団体の決算状況に応じて、今後、各団体への負担金見直しの要請等を検討していきます。

花とみどり課

1 歳出予算の適正額の計上について（是正事項）

公園整備事業事務費の歳出執行状況において、燃料費は当初予算額 96 万円に対し支出負担行為済額 17 万 2,425 円、印刷製本費は当初予算額 119 万 5,000 円に対し支出負担行為済額 26 万 7,235 円、通信運搬費も当初予算額 94 万円に対し支出負担行為済額 14 万 5,139 円となっており当初予算額に比べ低い執行額となっている。

平成 17、18 年決算においても当該各費用の支出済み額は、10～20 万円台であることから、那覇市予算決算規則第 6 条（予算見積書作成上の留意事項）第 1 項第 4 号に定める「前年度実績又は適正な額」により予算計上されたい。

是正事項に関する措置

今後、那覇市予算決算規則第 6 条（予算見積書作成上の留意事項）第 1 項第 4 号に定める「前年度実績又は適正な額」により、適正な予算計上を行っていきたく考えています。

2 団体負担金について（留意事項）

全国ハープサミット連絡協議会の負担金（1 万円）については、同協議会の平成 16 年度決算における収入に対する支出の割合（収支比率）が 7%と低いことから、団体運営の在り方及び負担金見直し等を行うよう平成 18 年度定期監査（前期）において留意事項として指摘した。指摘を受け、協議会に対し効果的な予算執行を行うよう提案したが、平成 18 年度決算においても収支比率が 12.2%と低い水準である。

予算の効率的、効果的な執行の観点から、なお一層負担金見直しに努められたい。

留意事項に関する措置

毎年の事業運営は、会員会費で十分に執行できています。しかし、事業費における「ガイドブックの作成」について、連絡協議会で協議されているが、予算として約 400 万円が必要であり、その必要性等について未だ意見の一致が見られず、次年度へ繰越し累積している状況にあります。今後とも那覇市としては「新たな財政負担が生じなければ作成に賛同する」意見を提案していく考えとなっています。（全国大会を開催した団体は、開催年度後 10 年間は役職に就くため負担金は必要なくなる。2002 年度那覇市開催、2011 年度まで）

(建設管理部/都市施設管理センター)

道路管理室

団体負担金について(留意事項)

道路管理室が負担金を交付している次の3団体の運営状況について、平成18年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している。このような交付団体に対し、団体運営のあり方及び負担金見直し等を行うよう指摘したが、一部の交付団体を除き、要望・要請等も行っていない。

負担金は交付額の多寡にかかわらず、本市財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。

交 付 団 体 決 算 状 況 (単位:円)

団 体 名	平成19年度交付額 (那覇市)	平成18年度決算額			収支 比率 (%)	主管課から交 付先への要請 等
		収入額	支出額	収支差額		
那覇空港自動車 道促進期成会	30,000	2,061,268	1,074,236	987,032	52.1	行わなかった。
沖縄県道路利用 者会議	130,000	8,709,598	6,836,943	1,872,655	78.5	行わなかった。
沖縄国道協会	40,000	1,043,193	613,731	429,462	58.8	行わなかった。

収支比率80%未満の団体

留意事項に関する措置

負担金については、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を会則及び決算書等で検証し、その決算状況に応じて負担金見直し等の要請等を検討していきます。

公園管理室

業務委託契約金の支払いについて(要望事項)

花壇花卉植栽維持管理業務(その1~その3)は、中央公園外各公園の花壇及び主要市道の歩道上のボックス花壇などに、植栽などを行い、花と緑豊かな潤いのある街づくりを推進している。

これらの業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により、三福祉団体と随意契約による委託契約を締結し、支払については事業完了後の一括払いとなっている。

当該団体は、自己資本力が低く経営基盤が脆弱な面もあるため、施設運営の安定化や植栽等の回数に配慮するなど、委託料の部分払い等について十分な説明を行うよう、検討されたい。

要望事項に関する措置

ご指摘のとおり、花壇花卉植栽維持管理業務に委託を行っている福祉団体においては、自己資本力が低く経営基盤が脆弱な面もあり、完了時の一括払いでは厳しいことから、平成 20 年度からは、施設運営の安定化のため、部分払い、及び委託契約金の 3 割の前金払いの検討をしております。

市営住宅室

事務手続きの適正な執行について(注意事項)

壺川市営住宅定期巡回及び集合監視装置警備業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定を適用し 3 者から見積書を徴し、最も低額を提示した現契約者と単年度契約している。また、若狭外 10 市営住宅集合監視装置警備業務委託についても現契約者から見積書を徴し、単年度契約している。

しかし、平成 17 年度に指名競争入札で落札した現業者と契約し、平成 19 年度まで債務負担行為を設定しているにもかかわらず、単年度契約するのは不適切な事務処理である。事業の執行に当たっては、債務負担行為設定の趣旨を理解し適正な事務手続きに努められたい。

注意事項に関する措置

壺川市営住宅定期巡回及び集合監視装置警備業務委託及び若狭外 10 市営住宅集合監視装置警備業務委託については、債務負担行為を設定しているにもかかわらず、単年度契約をするのは不適切な事務処理であるとの今回の監査指摘は、人事異動に伴う単純な事務引継上のミスによるものであることがわかった。事務担当者には債務負担行為設定の趣旨の理解を促すとともに、今後このようなミスの生じないよう十分な周知を図った。

消防本部

総務課

1 建設負担金の執行体制について(留意事項)

水道局消火栓維持管理建設負担金は、那覇市上下水道局が行う消火栓の補修及び維持管理等に要する経費であるが、2 月末までの実績の請求が 3 月 19 日にあり、4 月になってから 3 月 31 日付けで支出負担行為を行い 426 万 4,000 円が執行され、結果として 316 万 7,000 円の未執行が生じている。

歳出予算の会計所属年度は、地方自治法施行令第 143 条(歳出の会計年度所属区分)に従い 4 月以降にならないと確定しないものを除いては 3 月 31 日までに債務を決定すべきである。消火栓は市民の安全に関わることなので、途中段階においても上下水道局と綿密な調整を行い適正な予算執行に努められたい。

留意事項に関する措置

水道局消火栓維持管理建設負担金については、2月末までの実績報告を待つのではなく、中間報告等で執行状況を把握し、年度内に確定し、予算未執行額を減少するよう執行管理の強化を図っていきます。

2 補助金の手続きについて (注意事項)

那覇市女性防火クラブ育成助成金(203万6,999円)はクラブの健全な運営及び事務の効率的な遂行を期することを目的として、那覇市女性防火クラブ運営費助成要綱に基づき交付している。

那覇市女性防火クラブの会長とその事務局も担う消防本部予防課との調整が一部口頭での承認となっているが、助成目的の透明性と客観性を確保する観点から、決裁文書を作成する等の明瞭な事務処理に努められたい。

注意事項に関する措置

那覇市女性防火クラブの会長とその事務局の消防本部予防課との調整が電話等での調整で承認を受けていましたが、今後、決裁文書を作成する等の事務処理を行うよう予防課と調整しております。

3 備品台帳等について (注意事項)

那覇市物品会計規則第26条(台帳等)により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第4条(重要物品)により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成18年度定期監査(前期)において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第27条(簿冊)により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。

那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に一層努められたい。

注意事項に関する措置

総務課においては、物品登録シールの貼付もれ等の指摘を受け、早々に物品登録シールの貼付を行いました。

また、車両運行日誌等の常備されていない車両については、すぐに車両に備え付けて、車両運行日誌を記録させております。那覇市物品会計規則等の遵守については、適切な備品管理の徹底に、一層努めていきます。

4 団体負担金について (留意事項)

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成18年度決算書等で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が見受けられる。このような交付団体に対し、団体運営のあり方及び負担金見直し等を行うよう指摘したが、一部の交付団体を除き、要望・要請等も行っていない。

負担金及び交付金は、交付額の多寡に係わらず、財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、効率的・効果的な予算執行を検討されたい。

交 付 団 体 決 算 状 況 (単位:円)

団 体 名	平成19年 度交付額 (那覇市)	平 成 18 年 度 決 算 額			収支 比率 (%)	主管課から交付 団体への要請等
		収入額	支出額	収支差額		
南部消防協議会	75,860	289,274	205,893	83,381	71.2	行なった。
沖縄電波協会	20,000	3,236,936	1,674,386	1,562,550	51.7	行わなかった。
沖縄気象災害防 止協議会	15,750	1,102,542	792,947	309,595	71.9	行わなかった。

収支比率 80%未満の団体

留意事項に関する措置

負担金交付団体の運営状況について、決算の結果、予算の執行率の低い団体については、予算の適正執行の要望及び経常的な高額繰越の発生団体には、負担金見直し等を行うよう要望・要請等を行っていきます。

予防課

1 補助金の手続きについて(注意事項)

那覇市女性防火クラブ育成助成金(203万6,999円)はクラブの健全な運営及び事務の効率的な遂行を期することを目的として、那覇市女性防火クラブ運営費助成要綱に基づき交付している。

那覇市女性防火クラブの会長とその事務局も担う消防本部予防課との調整が一部口頭での承認となっているが、助成目的の透明性と客観性を確保する観点から、決裁文書を作成する等の明瞭な事務処理に努められたい。

注意事項に関する措置

現在は、決裁文書を作成し那覇市女性防火クラブ会長の決裁後に、事務処理及び事業を行っています。

2 備品台帳等について(注意事項)

那覇市物品会計規則第26条(台帳等)により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第4条(重要物品)により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成18年度定期監査(前期)において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第27条(簿冊)により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。

那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に、一層努められたい。

注意事項に関する措置

予防課においては、車両(重要物品)の管理換えを適正に事務処理しました。

(管財課へも報告済み)

また、車両運行日誌等の常備されていない車両については、すぐに車両に備え付けて、車両運行日誌を記録させております。

那覇市物品会計規則等を遵守については、適切な備品管理の徹底に、一層努めていきます。

警防課

備品台帳等について (注意事項)

那覇市物品会計規則第 26 条 (台帳等) により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第 4 条 (重要物品) により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成 18 年度定期監査 (前期) において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第 27 条 (簿冊) により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。

那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に、一層努められたい。

注意事項に関する措置

警防課においては、今回指摘されました車両運行日誌等の常備されていない車両については、すぐに車両に備え付けて、車両運行日誌を記録させております。那覇市物品会計規則等を遵守については、適切な備品管理の徹底に、一層努めていきます。

救急課

備品台帳等について (注意事項)

那覇市物品会計規則第 26 条 (台帳等) により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第 4 条 (重要物品) により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成 18 年度定期監査 (前期) において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第 27 条 (簿冊) により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。

那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に、一層努められたい。

注意事項に関する措置

救急課においては、車両(重要物品)の管理換えを適正に事務処理しました。
(管財課へ物品処理書提出済み)

また、車両運行日誌等の常備されていない車両については、すぐに車両に備え付けて、車両運行日誌を記録させております。

那覇市物品会計規則等を遵守については、適切な備品管理の徹底に、一層努めていきます。

西消防署

備品台帳等について (注意事項)

那覇市物品会計規則第 26 条 (台帳等) により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第 4 条 (重要物品) により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成 18 年度定期監査 (前期) において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第 27 条 (簿冊) により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。

那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に、一層努められたい。

注意事項に関する措置

西消防署においては、備品台帳の記載もれ、物品登録シールの貼付もれ等の指摘を受け、早々に備品台帳の整理及び物品登録シールの貼付を行いました。さらに、物品の所在を明確にするため、那覇市物品会計規則第 18 条第 2 項に基づく「物品貸出簿」を作成し、適切な備品管理に一層努めていきます。

中央消防署

備品台帳等について (注意事項)

那覇市物品会計規則第 26 条 (台帳等) により物品の増減等の記録をし、整理しなければならないとされ、特に車両については、同規則第 4 条 (重要物品) により重要物品とされている。備品台帳の整理については、平成 18 年度定期監査 (前期) において注意事項として指摘し、「適正な事務処理に努めていきたい。」と回答し一部改善された面もあるが、管理換えに伴う備品台帳の不一致、記載もれ、物品登録シールの貼付もれが未だに見受けられる。また、那覇市消防本部機械器具管理規程第 27 条 (簿冊) により車両運行日誌等を記録させなければならないとなっているが、常備されていない車両も今回見受けられた。那覇市物品会計規則等を遵守した適切な備品管理の徹底に、一層努められたい。

注意事項に関する措置

中央消防署においては、備品台帳の記載もれ、物品登録シールの貼付もれ等の指摘を受け、早々に備品台帳の整理及び物品登録シールの貼付を行いました。また、備品の登録・移管・廃棄等についてはフローチャートの作成がされ、それを元にだれもが処理できるようわかりやすく周知しております。

さらに、物品の所在を明確にするため、那覇市物品会計規則第 18 条第 2 項に基づく「物品貸出簿」を作成し、適切な備品管理に一層努めていきます。